独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東京都心支社公告第６号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第６号に定める施設建築物について、建築工事が完了したので、同法第100条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 21 年 10 月 30 日

独立行政法人都市再生機構東京都心支社
支社長　廣兼　周一

記

１　第一種市街地再開発事業の名称
　東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
２　施行者の名称
　独立行政法人都市再生機構
３　事務所の所在地
　東京都中央区晴海一丁目８番12号
４　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
　東京都中央区晴海三丁目の一部
５　建築工事が完了した施設建築物
　Ｃ１棟
６　施設建築物の建築工事が完了した日
　平成21年10月30日

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東京都心支社公告第７号

大手町一丁目第２地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画について認可を受けたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 21 年 10 月 30 日

独立行政法人都市再生機構東京都心支社
支社長　廣兼　周一

記

１　第一種市街地再開発事業の名称
　大手町一丁目第２地区第一種市街地再開発事業
２　施行者の名称
　独立行政法人都市再生機構及び三菱地所株式会社
３　事務所の所在地
　東京都千代田区八重洲一丁目３番７号
４　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
　東京都千代田区大手町一丁目地内
５　権利変換期日
　平成22年４月１日
６　権利変換計画の認可を受けた年月日
　平成21年10月13日

以　上

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 21 年 10 月 30 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一

記

路　線　名	工 事 の 区 間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県桶川市大字川田谷まで）	埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿から埼玉県桶川市大字川田谷 埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで 埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで 埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで	新設工事	平成21年11月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 21 年 10 月 30 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　奥田　楯彦

記

１．［２］⑴①イ(ハ)イ）Ａに定める別添３について次のとおり変更する。

高速自動車国道中央自動車道西宮線のうち、

「

		竜王
	竜王	
八日市	12.7	

」を「

	竜王	
	蒲生スマート	6.3
八日市	6.4	12.7

」に改める。

高速自動車国道中国縦貫自動車道のうち、

「

		山崎
	山崎	
福崎	20.4	

」を「

	夢前スマート	13.7
福崎	6.7	20.4

」に、

「

		津山
	津山	
美作	11.3	

」を「

	勝央ジャンクション	8.9
美作	2.4	11.3

」に改める。

高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線のうち、

「

		米子
	米子	
溝口	9.3	

」を「

	大山ＰＡスマート	5.0
溝口	4.3	9.3

」に改める。

高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線のうち、

「

		須崎東
	須崎東	
土佐	14.8	

」を「

	土佐ＰＡスマート	—
土佐	5.4	14.8

」に改める。